

ローカルナウ広告掲載利用規約

広告掲載を希望する委託者(以下、「甲」という。)とローカルナウを運営する株式会社九地良(以下、「乙」という。)とは、以下のとおり広告の掲載に関する規約の各条にご承諾いただくものとします。

第1条(規約の適用)

本規約は、広告掲載の利用契約(以下「本契約」という。)を締結される際に適用される。これらは当社所定の方法で提示され、甲は、利用される前に必ず詳細を確認するものとする。甲が、広告掲載をされるために本契約を締結したときは、あらかじめ本規約を承諾し、本規約について同意したものとする。

第2条(本契約の目的)

1. 甲及び乙は、別添の申込書(以下「申込書等」という。)に基づき、本契約を履行するものとする。
2. 乙は、善良なる管理者の注意をもって、広告掲載に関する業務(以下、「広告」という。)について、申込書等に指定された掲載期間の前(以下「指定期日」という。)までに履行するものとし、甲は、履行が完了した部分に係る代金を支払うものとする。
3. 申込書等に明示のない事項があり、広告を行う上で必要なものに関しては協議を行い、両者が同意した場合に行うものとする。なお負担などに関しては、別途その際に決めることとする。

第3条(広告原稿の交付等)

1. 甲は、広告の原稿及び掲載に必要な情報(以下「原稿等」という。)を契約確定後直ちに乙に交付するものとする。ただし、申込書等において交付する時期や掲載までの手順を別に定めたときはこの限りではない。
2. 申込書等の定めるところにより、乙が広告の掲載見本を甲に提出し承諾を求める必要がある場合には、乙は、当該見本について、甲の承諾を得た後でなければ広告に着手してはならない。

第4条(履行及び完了の報告)

1. 甲は、必要と認めるときは、乙に対して契約の履行状況等について報告を求めることができる。
2. 乙は、広告を完了したときは、直ちにその旨を甲に届け出て、甲の確認を受けるものとする。
3. 甲は、前項の届出があったときは、その日から起算して【10日】以内に確認を完了するものとし、当該期間に甲から何らの通知もなされなかった場合確認を完了したものと見なす。
4. 乙は、前項の確認をもって広告を完了したものとする。
5. 広告の掲載期間は、申込書等に記載のとおりとする。但し、掲載期間満了日の1か月前までに、甲から更新拒絶の申し出がない限り、広告の掲載期間は更に3か月間更新されるものとし、以後も同様とする。
6. 前項において広告の掲載期間が更新された場合、甲は、更新日の前日までに、更新後の広告掲載料を支払うものとする。

第5条(乙の保証)

1. 甲は乙に対して、広告内容が法令に違反せず、いかなる第三者の権利も侵害するものではないことを保証する。
2. 乙が第三者から広告掲載による損害賠償請求を受けた場合、甲はその責任および負担においてこれを解決するものとし、乙に一切も負担及び迷惑を及ぼさないものとする。ただし、専ら乙の責に帰すべき事由により当該請求がなされた場合にはこの限りではない。
3. 広告内容が第三者の権利を侵害していることを理由として、乙が当該第三者に対して損害を賠償するなど乙に損害又は損失が発生した場合には、甲は当該損害または損失を補償する。

第6条(再委託)

乙は、この契約について、広告掲載に必要な限度で、本契約に基づく業務の全部又は一部を第三者に再委託することができる。

第7条(権利の譲渡等)

甲及び乙は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供することができない。ただし、甲の承諾を得たときは、この限りでない。

第8条(事情変更による契約内容の変更)

契約締結後において、天災事変その他の不測の事態に基づく経済情勢の激変により契約内容が著しく不相当と認められるにいたったときは、その実情に応じ、甲又は乙は、相手方と協議のうえ契約金額、契約期間、その他の契約内容を変更することができる。

第9条(契約代金の支払)

1. 乙は、広告掲載が完了したときは、契約代金の支払いを請求することができる。ただし、支払い方法について特に定めのある場合又は申込書等により契約代金の請求日を別に定める場合は、それによるものとする。
2. 甲は、前項の請求を受けたときは、請求書の送達日から起算して【30日】以内に原則として乙の指定する銀行口座への振込により支払うものとする。

第10条(解除)

1. 甲又は乙に以下の各号の事由が生じたときには、相手方は何らの催告をすることなく直ちに本契約を解除することができる。
 - 1) 本契約及びこれに基づく約定に違反したとき
 - 2) 他から仮差押え、仮処分、強制執行、競売等の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けたとき
 - 3) 破産、特別清算、民事再生、会社更生手続の申立てを受け、若しくは自らこれらの申立てをしたとき
 - 4) 自ら振出し、若しくは引き受けた手形又は小切手につき不渡処分を受けるなど、支払停止状態に至ったとき、又は銀行取引停止処分を受けたとき
 - 5) 相手方の信用を失わせ、損害を与えるような行為をしたとき
 - 6) 経営状態が悪化する等、相手方において取引を継続しがたい相当の事由があるとき
 - 7) 反社会的勢力とのかかわりがあると判明したとき
 - 8) その他前各号に準ずる事由があるとき
2. 前項の規定によって契約の解除をした場合において、甲は、業務の履行部分に対して相当と認める金額を乙に支払うものとする。

第11条(免責)

1. 停電・通信回線の事故・天災等の不可抗力、通信事業者の不履行、インターネット通信回線の不具合、サーバー等のシステム上の不具合または緊急メンテナンスの発生その他乙の責めに帰すことのできない事由により、本契約に基づく広告を掲載することが不可能となった場合でも、甲は乙に対して広告配信料の減額の請求ができず、乙は損害賠償その他一切の責任を負わない。
2. 乙が故意または過失により生じたサーバー等のシステム上の不具合または緊急メンテナンスの必要、その他乙の責に帰すべき事由により本契約に基づく広告を掲載することが不可能となった場合には、甲は乙に対して、配信することが不可能となった期間につき1か月を30日として日割計算した広告配信料の減額または返還を請求することができる。ただし、甲の乙に対する請求は、広告掲載が不可能となった日から3か月以内に行わなければならないものとする。

第12条(反社会的勢力の排除)

1. 甲及び乙は、相互に本契約締結時において、自ら及び自らの代表者、役員または実質的に経営を支配する者が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力(以下、「反社会的勢力」という。)に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
2. 甲及び乙は、相互に、利益を供与する等反社会的勢力と関係を持たないことを将来にわたって確約する。

第13条(疑義の決定等)

この契約書の各条項若しくは申込書等の解釈について疑義が生じたとき、又はこの契約書若しくは申込書等に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

第14条(合意管轄)

本契約に関する一切の紛争は、訴額に応じて大阪地方裁判所または大阪簡易裁判所を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。